日本透析医学会コメディカルスタッフ研究助成基金運営規程

（目的）
第１条　この規程は，東京女子医科大学　太田和夫教授の寄附金，並びにこの目的に賛同する者からの寄附金を基金（以下「本基金」という）とし，血液浄化療法コメディカルスタッフの研究助成を目的とした事業を行うことを定めたものである．
（賛同者からの寄附）
第２条　第１条に定める目的に賛同する者からの寄附金については申し入れの都度，理事会の議を経て基金への繰り入れを行うものとする．
2. 前項により受入れを決定したときは，寄附者の氏名所属及び寄附金額並びに受入れ年月日を本規程の別表に記載するものとする．
（事業）
第３条　本基金は，次の事業を行う．
（1）コメディカルスタッフの学術研究諸活動に対する助成
（2）その他
（対象）
第４条　本基金の事業が対象とするコメディカルスタッフとは，次の職種をいう．
（1）看護師
（2）臨床工学技士
（3）ソシアルワーカー
（4）栄養士
（5）移植コーディネーター
（6）その他
2. 対象となるコメディカルスタッフは，本学会の正会員，または施設会員に所属する者に限る．
（運営）
第５条　第３条に定めた事業を行うために，コメディカルスタッフ研究助成基金運営委員会（以下「基金運営委員会」という）を置く．
2. 本委員会は，次の者をもって構成する．
（1）学術委員長
（2）医師　　３名
（3）コメディカルスタッフ　　３名
3. 本委員会の委員長は学術委員長がこれにあたる．
4. 本委員会の委員は，本会会員の中から委員長が選任し，理事会の承認を得る．
5. 委員の任期は日本透析医学会定款第 17 条第１項の規定を準用する．ただし，再任を妨げない．
（助成）
第６条　第３条（1）の助成は，研究，出版等を対象とする．
2. 助成は年３件以内，１件につき年額 30 万円以内とする．
3. 助成を希望する者は，所定の申請書に必要事項を記入し，前年度の１月末日までに理事長あて提出するものとする．
4. 助成の採否および額は基金運営委員会において審議し，理事長の承認を経て，申請者あて通知する．
5. 助成対象者には，総会において助成決定書を授与する．
6. 助成を受けた者は，助成の次年度４月末日までに実績報告書を提出しなければならない．
（助成金）
第７条　本助成金は，本基金を預託することによって生じる果実をもってこれに充てるものとする．
ただし，理事会の承認を得た上で，本基金をこれに充てることができるものとする．
（規程の改正）
第８条　この規程の改正は，理事会の承認を要するものとする．

附則　この規程は平成６年４月１日から施行する．
附則　この規程は平成７年６月 24 日から施行する．
附則　この規程は平成 14 年８月 30 日から施行する．
附則　この規程は平成 15 年３月 14 日から施行する．
附則　この規程は平成 24 年９月３日から施行する．
附則　この規程は平成 25 年６月 20 日から施行する．
附則　この規程は令和４年５月 27 日から施行する．